

障害者診断書・意見書の作成について(肢体不自由)

【障害固定とみなす要件】

○肢体不自由の場合、手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後、「6ヶ月」以上経過した安定した時期であること。

※ただし、以下の場合、その限りではない。

〈例外1〉脳血管疾患による申請の場合

→上記原因疾患に限り、疾病発症3ヶ月を経過した時点で申請可能。ただし、3ヶ月以上6ヶ月未満での申請の場合、手帳交付から1年後に再認定を付す。手術をした場合は、術後「3ヶ月」以上経過した安定した時期での申請となる。

〈例外2〉脊髄疾患による申請の場合

→上記原因疾患に限り、疾病発症3ヶ月を経過した時点で申請可能。ただし、3ヶ月以上6ヶ月未満での申請の場合、手帳交付から1年後に再認定を付す。手術をした場合は、術後「6ヶ月」以上経過した安定した時期での申請となる。

〈例外3〉四肢欠損・切断による申請の場合

→欠損・切断の事由が生じた時点で申請可能。

○障害固定に関して、特に留意が必要な申請

- ・脊椎疾患は疾病発症から6ヶ月の経過観察を要す。
- ・廃用症候群の場合、原因となる疾病・外傷から6ヶ月の経過観察を要す。
- ・骨折の場合、外傷発生日から6ヶ月の経過観察を要す。
- ・人工関節置換術の場合、手術日（置換日）から6ヶ月の経過観察を要す。なお、関節置換術後感染や再手術があれば治療終了日から6ヶ月の経過観察を要す。

※上記を満たしていない診断書については、障害固定の判断が時期尚早となり、審査対象外となります。

【認定部位について】

○肢体不自由の認定は、診断書①「障害名」に記載された部位のみ認定の対象となります。記載の無い部位は認定対象となりませんので、ご注意ください。

- (例 1) 障害名記載事項が「四肢麻痺、四肢不全、両上肢・両下肢」等と記載されている場合は、「両上肢及び両下肢」について等級判定を行います。
- (例 2) 障害名記載事項が「右片麻痺、右半身不全、右上下肢」等と記載されている場合は、「右上肢及び右下肢」について等級判定を行います。
- (例 3) 障害名記載事項が「左股関節」と記載されている場合、「左股関節」についてのみ等級判定を行います。左下肢全体での認定はできません。

【検査所見】

- 診断日から 6 ヶ月以内の検査所見であること。
- 診断書 2 枚目の各検査項目については、すべて記入必須事項です。
- なお、診断書 2 枚目の各検査項目を記入できない場合は、その理由を余白に記入してください。

【認定基準】

- 医師必携を参照してください。

【その他特記事項】

○2 回目以降の肢体不自由の申請の場合（肢体不自由に関する程度変更、再認定）、既に認定されている部位についても改めて現状を確認する必要があるため、既に認定を受けている部位も含め認定希望部位を全て記入してください。

例) 前回右上肢の認定を受けていても、2 回目以降に提出された診断書①障害名に「右上肢」と記載がない場合、右上肢は認定対象外となります。